

合成レモンの表示に関する公正競争規約

| 公正競争規約 | 公正競争規約施行規則 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">平成28年11月22日施行</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、合成レモンの取引について行なう表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「合成レモン」とは、食用有機酸を含む水溶液にレモン果汁、レモン香料等を加え、容器に密封したもので糖度10度以下、酸度4%以上のものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、合成レモンを製造し、又は販売し若しくは輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、合成レモンの容器及び包装に次の各号に掲げる事項を、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）並びにそれぞれ当該各号に掲げる基準に従い、邦文で外部から見易い方法により明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 合成レモン又はレモン果汁入り合成レモン</p> <p>イ 「レモン果汁入り合成レモン」と表示するものは、レモン果汁含有重量が10%以上であって、果実飲料公正取引協議会の指定する機関の検査に合格し、その合格証紙を貼付したものであること。</p> <p>ロ 商品名の表示の直上又は直下に4号活字以上の肉太活字で表示すること。ただし、内装に表示する場合は、内装に商品名を表示した文字の3分の1以上の大きさの肉太活字を用いることができる。</p> | <p style="text-align: center;">平成 24 年 10 月 4 日 施行</p> <p>第1条 規約第3条第1号の規定によるレモン果汁入り合成レモンの検査は、レモン果汁入り合成レモン格付検査要領の検査規格によるものとし、その検査機関は社団法人日本果汁協会とする。</p> <p>第2条 商品名が複数で表示されている場合においては、規約第3条第1号ロの商品名は、当該商品の正面に位置する商品名をいうものとする。この場合において当該商品の正面とは、販売店で陳列する際に、消費者に見せる面をいう。</p> <p>第3条 業務用とは専ら飲料店向け消費のもので、包装及び商品の裏面のラベルに規約第3条第1号により「業務用」と表示するものとする。</p> <p>2 業務用のもので、そのラベルの文字が全部外国語であって、図案の構成上邦文の合成レモン又はレモン果汁入り合成レモンの名称を入れることが困難なものについては、英文の商品名の直上又は直下に規約第3条第1号ロに規定する邦文の活字と同等の大きさの英文で「artificial」、「imitation」のうちいずれかを表示するものとする。</p> <p>この場合は、商品の裏面のラベルに規約第3条第</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(2) ビタミンCの含有量が生レモンより少ない一般消費者向け合成レモンにあつては、その旨「合成レモン」又は「レモン果汁入り合成レモン」の表示の直上又は直下に6号活字以上の肉太活字で表示すること。</p> <p>(3) 原材料の名称 原材料の名称を使用量の多いものから順次明記すること。</p> <p>(4) 製造所所在地（輸入品にあつては、輸入して販売する事業者の営業所所在地をいう。）及び製造業者（輸入品にあつては、輸入して販売する事業者をいう。）の氏名（法人の場合はその名称）</p> <p>(5) 賞味期限</p> <p>(6) 内容量 計量法の表示基準によること。</p> <p>(7) 保存方法</p> <p>（不当表示の禁止） 第4条 事業者は、合成レモンの容器、包装又は説明書に当該商品が生レモンの搾汁又は抽出液が主原</p> | <p>1号口により邦文で、合成レモン又はレモン果汁入り合成レモンと表示するものとする。</p> <p>第4条 規約第3条第2号の合成レモンとは、特殊栄養食品の許可商品以外のもので、製造日から1か年を経過した時において、合成レモン100グラム中に含まれるビタミンCの量が30ミリグラム以下のものをいう。この場合においては「ビタミンC無添加」と表示するものとする。</p> <p>第5条 規約第3条第3号により表示すべき原材料の名称のうち、果汁および糖の名称については、それぞれの種類を明示するものとし、又食品添加物にあつては、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）の定めるところにより表示するものとする。 2 原材料の表示は外装に明記した場合は、容器の表示は省略することができる。</p> <p>第6条 規約第3条第5号により表示すべき賞味期限とは、容器包装の開かれない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を保持しうると認められる期限を示す年月日をいう。 ただし、その期限が3月を超える場合にあつては、年月のみの表示とすることができる。</p> <p>第7条 規約第3条第7号により表示すべき保存方法は、次により記載すること。 製品及び容器包装の特性に従って、「直射日光を避け常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。 ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>第8条 新聞、雑誌、ポスター等の文字による広告には見易い方法により、「合成レモン」又は「レモン果汁入り合成レモン」と表示するものとする。</p> <p>第9条 新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、折込、中吊り等の広告については、実施後すみやかに果実飲料公正取引協議会に届け出なければならない。</p> <p>第10条 規約第4条および第5条で規定する不当表示又は不当広告の禁止事項については、果実飲料公正</p> |
|---|--|

料であると誤認されるような説明文その他の文言、
絵等を記載又は掲載してはならない。

2 事業者は、合成レモンの容器、包装又は説明書に
当該商品の内容又は取引条件が実際のものよりも
著しく優良又は有利であると誤認されるような説
明文その他の文言、絵等を記載又は掲載してはなら
ない。

3 事業者は、合成レモンの容器、包装又は説明書に
他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するよう
な表示をしてはならない。

(不当広告の禁止)

第5条 事業者は、合成レモンに関するポスター、新
聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による廣
告に、当該商品が生レモンの搾汁又は抽出液が主原
料であると誤認されるような説明文その他の文言、
絵等を表示してはならない。

2 事業者は、合成レモンに関するポスター、新聞、
雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による広告に
当該商品の内容又は取引条件が実際のものよりも
著しく優良又は有利であると誤認されるような説
明文その他の文言、絵等を表示してはならない。

3 事業者は、合成レモンに関するポスター、新聞、
雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による広告に
他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するよう
な表示をしてはならない。

(規約の実施機関)

第6条 この規約の実施機関は、果実飲料公正取引協
議会（以下「公正取引協議会」という。）とする。

(公正取引協議会の事業)

第7条 公正取引協議会は次の事業を行なう。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関するこ
と。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の
調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に
関すること。
- (5) 関係官庁との連絡に関すること。
- (6) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの
規定に違反する事実があると思料するときは、関係
者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を
照会し、参考人から意見を求め、その他その事実に
ついて必要な調査を行なう。

2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調
査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は前項の規定に違反して調査に

取引協議会において、他の表示事項との関連を考慮
のうえ総合的に検討することとし、必要に応じ学識
経験者および消費者の意見を聴取し、適正な運営を
図るものとする。

第11条 ビタミンCを強化した商品は、ビタミンCの
保存に関する要領を明記するものとする。

協力しない事業者に対し当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、又は3万円以下の違約金を課し若しくは除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行なった事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行なつてはならない旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、第8条第3項又は前二項の規定により、警告をし又は違約金を課し若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく消費者庁長官に報告するものとする。

(施行規則)

第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を設定又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

附 則

この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。